

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

日頃は、本町の税務行政の推進に格別の御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに、会社や個人で事業を営んでいる方が所有している構築物・機械・器具・備品などの償却資産(事業用資産)についても課税の対象となっており、毎年賦課期日(1月1日)現在に所有している償却資産については、資産が所在する市町村に申告しなければならないこととなっています(地方税法第383条)。

つきましては、「償却資産申告書」をお送りしますので、資産の多少、異動の有無にかかわらず所有している償却資産の状況を必ず申告くださいますようお願いいたします。

なお、申告書を郵送提出する方で、受付印を押した控えの返送を希望する場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

○申告対象者…藍住町内に構築物・機械・器具・備品など事業用の資産を所有している方

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 通常の賃貸借契約によるリース資産の場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)
- (4) 償却資産を共有している方(各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて共有者の連名で申告してください。(例：藍住太郎 外1名))
- (5) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方
- (6) 福利厚生施設(会社の寮等)に係る償却資産を所有している方
- (7) 本町から申告書を送付した方

※上記に該当する方は、提出期間中に必ず申告書を提出してください。

提出期間：令和8年1月5日(月)～
令和8年1月30日(金)※必着

※持参の場合は、土・日・祝日を除きます

【提出先及び問合せ先】

郵便番号：771-1292

住所：藍住町奥野字矢上前52番地1

担当：藍住町役場 税務課 固定資産税係

電話：088-637-3117

《目次》

1	申告書の提出方法	- 1 -
2	申告の対象となる資産	- 2 -
3	申告の対象外となる資産.....	- 2 -
4	少額の減価償却資産の取扱いについて.....	- 3 -
5	申告における留意点	- 4 -
6	建物附属設備・建築設備について.....	- 4 -
7	小型特殊自動車について.....	- 6 -
8	大型特殊自動車について.....	- 6 -
9	太陽光発電設備について.....	- 6 -
10	償却資産の固定資産税評価方法.....	- 7 -
11	リース資産の納税義務者について	- 8 -
12	免税点と税率について.....	- 8 -
13	非課税及び特例について	- 8 -
14	不申告又は虚偽の申告について.....	- 8 -
15	過年度への遡及課税について	- 8 -
16	償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記載方法.....	- 9 -
17	種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法.....	- 10 -
18	種類別明細書(減少資産用)の記載方法	- 11 -
19	償却資産に関するQ&A	- 12 -

1 申告書の提出方法

次の区分により申告書を作成し、直接又は郵便等で提出期限（令和8年1月30日）までに藍住町役場税務課に提出してください。※必着

(1) 初めて申告する方

令和8年1月1日現在、藍住町内に所有する資産を全て申告してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		備考・留意事項
		増加資産 全資産用		
申告する資産がある方	○	○		明細書には、藍住町内に所在する全資産を記載してください。
申告する資産がない方	○			申告書「18備考」欄中に、「該当資産なし」と記載してください。

(2) 前年度(令和7年度)までに申告した方

種類別明細書に申告された所有資産を印字しています。（本町で資産の個別登録をしている方のみ取得合計額等を御確認ください。）また、増加した資産や、処分した資産については「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」を用いて申告してください。

※自社の電算処理で申告書を作成する場合は、全資産の明細書を作成し、添付してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		備考・留意事項
		増加資産 全資産用	減少 資産用	
資産の増減がない方	○			申告書「18備考」欄中に、「資産の異動なし」と記載してください。
増加した資産がある方	○	○		種類別明細書(増加資産用)に、増加した資産を記載してください。
減少した資産がある方	○		○	種類別明細書(減少資産用)に、減少した資産を記載してください。
増加・減少資産の両方がある方	○	○	○	種類別明細書(増加資産用)に増加した資産を、種類別明細書(減少資産用)に減少した資産を記載してください。
廃業・解散・移転等の方	○			申告書「18備考」欄中に、異動事由を記載してください。

※個人で事業を営んでいた方で、法人成りした場合は、法人として申告してください。

また、申告「18備考」欄中に、「(例)藍住 太郎から事業継承」と記載してください。

2 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産です。

なお、次のような資産も申告が必要になります。

- (1) 簿外資産(会社等の帳簿に記載されていない資産)
- (2) 償却済資産(減価償却を終了し、残存価額である1円が計上されている資産)
- (3) 減価償却を行っていない資産(赤字決算のため全く減価償却をしていない場合等)
- (4) 建設仮勘定に経理されているが、一部完成して事業の用に供されている資産
- (5) 法人税等を課されない者が所有する資産
- (6) 決算期以後取得された資産でまだ固定資産台帳に計上されていない資産
- (7) 福利厚生の用に供する償却資産
- (8) 税務会計上で減価償却の対象としている資産(取得価額の大小にかかわらず申告してください。)
- (9) 遊休資産(稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- (10) 未稼動資産(既に完成しているが、未だ稼動していない資産)
- (11) 改良費(税務会計における資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- (12) 租税特別措置法の規定による中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産

申告の対象となる種類区分

資産の種類		対象となる資産の例示
1	構 築 物	門、塀、フェンス、庭園、舗装路面、自転車置場、上下水道設備、広告塔、貯水タンク、緑化施設、テナント内装及び附帯設備など
2	機 械 及 び 装 置	旋盤等の工作機械、太陽光発電設備、印刷機械、製造加工機械、土木建設機械(ブルドーザーなど(分類番号0、00~09及び000~0999ナンバーの大型特殊自動車))、乾燥機、人参選別機、管理機、糶摺り機、ポンプ等各種産業用機械及び装置など
3	船 舶	漁船、客船、砂利運搬船、ボートなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
5	車 両 及 び 運 搬 機	フォークリフト、荷車、貨車など(分類番号9、90~99及び900~999ナンバーの大型特殊自動車)
6	工 具 器 具 及 び 備 品	事務机、椅子、キャビネット、測定工具、切削工具、医療機器、理美容器、陳列ケース、テレビ、パソコン等OA機器、冷蔵庫、農業用備品(人参パイプ等)、装飾品(内装)、看板など

3 申告の対象外となる資産

- (1) 建物本体(固定資産税の「家屋」に該当するもの)
- (2) 耐用年数が1年未満のもの
- (3) 自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となるもの
(トラクター、コンバイン等の乗用型で最高速度が35km/h未満のもの等)
- (4) 上の(3)の付属品(取り外しができないカーナビ、農耕作業用トレーラ等)
- (5) 無形固定資産(特許権、営業権、ソフトウェア等)
- (6) 書画、骨とう品など時間の経過とともにその価値が増大するもの
- (7) 牛、馬、果樹、その他生物
- (8) 繰延資産(創立費、開業費、開発費等)
- (9) 棚卸資産
- (10) 少額資産(国税の少額資産と取扱い異なります)
 - ア 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
 - イ 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
 - ウ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

※租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の課税対象ですので御注意ください。

4 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記(1)～(3)に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- (1) 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- (2) 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- (3) 地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記(4)、(5)に記載する資産((3)に該当するものを除く)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。

(4) 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

(5) 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
(1)	一時損金算入(※1)	申告対象外			
(2)	3年一括償却(※2)	申告対象外			
(3)	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
(4)	中小企業特例(※3)	申告対象			
(5)	個別減価償却(※4)	申告対象			

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

※4 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません(所得税法施行令第138条)。

5 申告における留意点

国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	○建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度※1	制度なし (圧縮前の取得価額で申告)	制度あり
特別償却・割増償却	制度なし	制度あり
増加資産※2	制度あり	制度あり
評価額の最低限度※3	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価(一部合算も可)

※1 固定資産税では圧縮記帳の制度がありませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。

(例：200万円の機械を100万円の補助を受けて購入)

⇒償却資産(固定資産税)の申告では、取得価額200万円で申告)

※2 所轄税務署長へ提出した「増加償却の届出書(写し)」を添付の上、申告してください。

※3 償却が終わっていても、償却資産(固定資産税)では、課税対象です。

償却済資産は取得価額の5%として評価します。

6 建物附属設備・建築設備について

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられています。固定資産税においては、それらの家屋と設備等の所有関係によって、家屋と償却資産に区分して課税されます。一方、特定の生産又は業務用の設備などについては、所有関係にかかわらず、償却資産として課税されます。

設備等	家屋と設備等の所有関係	
	同じ	異なる
○家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの (電気設備、給排水設備等)	家屋	償却資産
○特定の生産又は業務用設備等 ○単に移動防止程度のために取り付けられたもの ○独立した機器としての性格の強いもの	償却資産	償却資産

〈償却資産と家屋の区分表〉

※この表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上 店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備 無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○				◎
監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
盗難非常通報装置	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産 又は業務用設備			◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○				◎
	給湯設備	局所式給湯設備 (電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用等)	○				◎
		中央式給湯設備					
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産 又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、 消火用ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産 又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○				◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、 料金精算機、駐車券発行機、 カーゲート、フラッパーゲート等			◎		◎
		工場用ベルトコンベア			◎		◎
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物 専用昇降機等	○				◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・ 社員食堂等の厨房設備			◎		◎
その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における 冷却装置、ろ過装置、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖 看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、 ゴミ処理設備、メールボックス、カー テン、ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)			◎		◎

7 小型特殊自動車について

小型特殊自動車は、償却資産の対象外です。しかし、小型特殊自動車は公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の登録が必要となり、軽自動車税の対象になります。

小型特殊自動車(乗用型の小型トラクター、コンバイン、田植機、野菜移植機等)を所有している方は、車両のカタログ及び車台番号等がわかる書類を藍住町役場税務課に持参し、軽自動車の登録手続を行ってください。なお、特殊自動車は、構造・大きさ・最高速度により「小型」と「大型」に区分され、軽自動車税(種別割)又は固定資産税(償却資産)の課税対象となります。詳しくは、次の表のとおりです。

小型特殊自動車の要件

農業用作業車	その他(農耕用以外)
トラクター、コンバイン、田植機、野菜移植機等	フォークリフト、ショベルローダ(ホイールローダ)など
<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度35km/h未満 ・車体サイズの制限なし ・排気量の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度15km/h以下 ・長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下 ・排気量の制限なし

この要件に該当しない車両は「大型特殊自動車」になり、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

8 大型特殊自動車について

本来道路運送の用に供するというよりは、むしろ、例えば建設等のための機械として効用を発揮することを主たる目的とし、たまたま車輪等をもって陸上を移動することができるにすぎないものであるため、自動車税の課税対象ではなく固定資産税(償却資産)の課税対象になります。

9 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

なお、申告の対象となった場合に、設備によっては課税標準額を一定期間減額することができる課税標準の特例を申請することができます。

(1) 申告が必要となる方

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kw未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となる。	発電するための事業用資産とはならないため、償却資産としては課税の対象外となる。
個人(事業用)	個人であっても事業用に供している資産については、発電出力量や売電種別にかかわらず、償却資産として課税の対象となる。	
法人	事業の用に供している資産となるため、発電出力量や売電種別にかかわらず、償却資産として課税の対象となる。	

(2) 償却資産と家屋の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光 パネル	架台	接続ユ ニット	ハ リ ー コ ン デ ィ シ ョ ー	表示ユ ニット	電力計
家屋の屋根材として設置	家屋		償 却 資 産			
架台に乗せて屋根に設置						
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置						

(3) 課税標準の特例の概要

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～令和6年3月31日 令和6年4月1日～令和8年3月31日	
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備で、発電出力が10kw以上のもの	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備(固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は対象外)	左記のもので、 1,000kw未満の太陽光発電設備	左記のもので、 1,000kw以上の太陽光発電設備
課税標準額	評価額の3分の2 ※3分の1軽減			評価額の4分の3 ※4分の1軽減
適用期間	新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分			
必要添付書類	再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)の写し	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し		

10 償却資産の固定資産税評価方法

償却資産の取得価額を基準とし、取得後の経過年数・耐用年数に応じて旧定率法による減価を行い、評価します。評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

【評価額】※P…耐用年数に応ずる減価率

・前年中に取得した資産：取得価額×(1-P/2)

・前年前に取得した資産：前年度評価額×(1-P)

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 P	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 P	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 P	減価残存率	
		前年中取得のもの 1-P/2	前年前取得のもの 1-P			前年中取得のもの 1-P/2	前年前取得のもの 1-P			前年中取得のもの 1-P/2	前年前取得のもの 1-P
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945				

1.1 リース資産の納税義務者について

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると次のとおりです。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告が必要です。	申告不要です。
割賦販売にあたるようなリース資産	申告不要です。	申告が必要です。

※ 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方の申告をお願いします。

※ 割賦販売にあたるようなリースとは、外見上償却資産に係る賃貸借契約であっても、賃貸借期間満了後に当該償却資産を借主に無償譲渡することになっている場合等、実質的に所有権留保付きの売買と見られる場合をいいます。

1.2 免税点と税率について

償却資産の課税標準となるべき額の合計（課税標準額）に税率1.4%を乗じて得た額が税額になります。なお、課税標準額の合計が150万円未満の場合（免税点）は課税されませんが、申告は必要です。

1.3 非課税及び特例について

地方税法第348条及び同法附則第14条の非課税適用や、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の課税標準の特例適用を受ける資産については、確認できる書類を申告書に添付してください。

1.4 不申告又は虚偽の申告について

正当な理由がなく償却資産の申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び藍住町税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。また虚偽の申告をすると、同法第385条の規定により罰金等を科せられることもありますので、期限内に正しく申告してください。

1.5 過年度への遡及課税について

本町では、固定資産税の適正かつ公平な課税を行うため、地方税法第354条の2の規定により、国税資料(所得税若しくは法人税の確定申告書)の閲覧を実施しています。

これにより判明した申告漏れや不申告等の償却資産につきましては、現年度だけではなく、資産を取得した年の翌年度まで遡及して課税することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

なお、過年度分の課税が発生した場合は、課税を行った年度の直近の納期若しくは、年度内に設ける納期に一括で納付していただきます。

1 6 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記載方法

令和 8 年 1 月 15 日		令和 8 年度										*所有者コード									
受付印		償却資産申告書(償却資産課税台帳)										0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0:0									
1 住所		2 事業種目										8 短縮耐用年数の承認									
771-1292		製造業										無									
藍住町奥野字矢上前52-1		(資本金等の額) 15 百万円										9 増加償却の届出									
(電話) 637-3117		平成 9 年 4 月										無									
2 氏名		6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名										11 課税標準の特例									
フリガナ		総務課 ○○										無									
法人にあっては その名称及び 代表者の氏名		(電話) 637-3111										12 特別償却又は圧縮記帳									
○○○株式会社 代表取締役 藍住 太郎		7 税理士等 の氏名										13 税務会計上の償却方法									
(屋号)		○○税理士事務所										定率法									
		(電話) 637-3154										14 青色申告									
												有									
資産の種類		取得価額										15 市(区)町村内における 事業所等資産の所在地									
		前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 許(イ)-(ロ)-(ハ)										① 藍住町奥野字矢上前18番地1 ② 藍住町奥野字猪熊175番地2 ③									
1 構築物		1000000										1000000									
2 機械及び器具		25000000										3000000									
3 船舶												5000000									
4 航空機		[4]										[5]									
5 車両及び運搬具												[6]									
6 土着動産及び物品		8000000										500000									
7 合計		34000000										3500000									
												7500000									
												35500000									
資産の種類		評価額(ホ)										18 備考(添付書類等)									
		※ 決定価格(ヘ) ※ 課税標準額(ト)										[9]									
1 構築物																					
2 機械及び器具																					
3 船舶																					
4 航空機		[10]																			
5 車両及び運搬具																					
6 土着動産及び物品																					
7 合計																					

- (1) 所有者コード

次のいずれかを参照し、記載してください(該当がない場合は記載の必要はありません)。

 - ・ 藍住町から送付された種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載されている「所有者コード」
 - ・ 藍住町から送付された前年度の納税通知書に記載されている「通知番号」
- (2) 個人番号(マイナンバー)・法人番号

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載してください。個人の場合は次の「(1)所有者本人の個人番号が確認できる書類」と「(2)窓口で提出される方の本人が確認できる書類」の両方の提示が必要です。

◇ 郵送提出の場合は上記の番号確認書類及び本人確認書類の写しを同封してください。

◇ 電子申告(e L T A X)及び法人の場合は、確認書類の提出は必要ありません。
- (3) 増加償却の届出、非課税該当資産、課税標準の特例、特別償却又は圧縮記帳、税務会計上の償却方法、青色申告

該当するものを○で囲んでください。「11 課税標準の特例」の「有」を○で囲んだ場合は、特例に該当することを証する書類の提出が必要です。
- (4) 前年前に取得したもの(イ)

令和7年1月1日までに取得していた資産の取得価額を記載してください。

※ 申告漏れがあった資産も含めてください。
- (5) 前年中に減少したもの(ロ)

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額を記載してください。
- (6) 前年中に取得したもの(ハ)

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額を記載してください。
- (7) 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

事業所等が1か所だけでその所在地が「住所」と同じ場合は記載不要です。事業所等が2か所以上ある場合は、主たる事務所等の番号を○で囲んでください。また、太陽光発電設備を設置している場合は、その設置場所を記載してください。
- (8) 借用資産

借用資産がある場合は、貸主の名称を記載してください。
- (9) 備考(添付書類等)
 - ・ 資産の増減がない方・・・「異動なし」と記載してください。
 - ・ 廃業、解散、移転等の方・・・該当する異動事由とその日付を記載してください。
 - ・ 申告する資産がない方・・・「該当資産なし」と記載してください。
- (10) 電算システム処理による申告及び電子申告(e L T A X)をする方のみ、記載してください。

17 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

所有者の氏名又は名称		令和 8 年度										1 枚のうちの 1 枚目	
〇〇〇株式会社 代表取締役 藍住 太郎		種類別明細書(増加資産・全資産用)										1	
												0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
行番号	資産番号	資産の名称等	数量	年号	年月	取得価額	耐用年数	価額	課税標準額	増加事由	摘要		
01	1	アスファルト舗装工事	1	5	07/04	1000000	10						
02	1	内装工事	1	5	07/07	6075000	18						
03	2	太陽光発電設備	1	5	06/04	2000000	17			4	申告忘れ		
04	6	エアコン	1	5	07/10	270000	6			1			
05	6	複写機	1	5	07/10	360000	5			1			
						9705000							

(注)「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

- (1) 所有者コード
申告書と同じコードを記載してください(P.9参照)。
- (2) 資産の種類
各資産に対応するコード(数字)を記載してください。
構築物-1、機械及び装置-2、船舶-3、航空機-4、車両及び運搬具-5、工具、器具及び備品-6
- (3) 取得年月
取得した年月を和暦で記載してください。
また、振替等による企業内異動の場合は、原始の取得年月を記載してください。
※「取得年月」欄の年号については対応するコード(数字)を記載してください。
令和-5、平成-4、昭和-3、大正-2、明治-1
- (4) 取得価額
当該資産の取得価額を記載してください(取得価額は運賃・手数料・据付費等を含みます)。
また、法人税法又は所得税法等による**圧縮記帳を行った資産については、これを行わなかったものとした取得価額を記載してください。**
なお、消費税については、法人税及び所得税において税込経理方式を採用している場合は税込みとなり、税抜経理方式を採用している場合は税抜きとなります。
- (5) 耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数を記載してください。
ただし、法人税法又は所得税法の規定により、国税局長の承認を受けて、耐用年数の短縮を行っている場合は、その耐用年数を記載してください。この場合、耐用年数の短縮の承認申請書の写しを添付してください。
また、中古資産を取得した場合で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1・2項の規定による耐用年数(見積耐用年数)によるものは、その耐用年数を記載してください。
- (6) 増加事由
用紙下方の注意書きを参考に該当する番号を○で囲んでください。
- (7) 摘要
特記することがあれば記載してください。

1 8 種類別明細書(減少資産用)の記載方法

所有者の氏名又は名称		令和 8 年度										1 枚目
〇〇株式会社 代表取締役 藍住 太郎		種類別明細書(減少資産用)										連番 号
		氏名コード										1
		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										3
行番号	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 円	耐用年数	*課税標準の特例 コード	耐用年数	減少の事由 1売却 2廃却 3移動 4その他	備 考 (4その他の事由等を記載)		
01	1	広告塔(金属造以外)	1	30 01	1000000	10		2	R7.1 滅失			
02	6	パソコン	1	4 10	240000	4		2	R7.5 2台のうち1台滅失			
03	6	コピー機	1	4 10 07	950000	5		1	R7.7 〇〇社へ売却			
小 計					2190000							

- (1) 所有者コード
申告書と同じコードを記載してください(P. 9 参照)。
- (2) 資産の種類
各資産に対応するコード(数字)を記載してください。
構築物-1、機械及び装置-2、船舶-3、航空機-4、車両及び運搬具-5、工具、器具及び備品-6
- (3) 数量・取得年月・取得価額・耐用年数
減少した資産の数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。
※「取得年月」欄の年号については対応するコード(数字)を記載してください。
令和-5、平成-4、昭和-3、大正-2、明治-1
※「取得価額」は、減少した分の取得価額ですので、減少後の残存価額ではありません。
- (4) 減少の事由及び区分
当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号を○で囲んでください。
- (5) 摘要
移動、売却、譲渡等で資産が異動した場合は、移動先、売却先等の名称を記載してください。

19 償却資産に関するQ&A

No.	質問	回答
1	昔から事業を行っていましたが、償却資産申告書が初めて送られてきました。申告しなければならないのでしょうか？また、送られてこない場合は申告をしなくてもいいのでしょうか？	登記制度のある家屋や土地とは違い、償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が償却資産所在地の市町村に申告する制度となっています。申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人・個人は、償却資産の申告を自ら行う義務があります。この手引を御覧になり、申告をお願いいたします。
2	毎年、税務署へ法人税(又は所得税)の申告をしているのに、町にも申告が必要なのはなぜですか？	税務署への申告は「法人税又は所得税(国税)」の申告で、そこで申告する減価償却資産は「減価償却費を経費」として計上するためのものです。一方、今回申告いただく償却資産の申告は「固定資産税(市町村税)」としての申告ですので、税務署(国)とは別に町へ償却資産の申告が必要です。
3	法人税・所得税は非課税です。償却資産の申告をしなければならないのですか？	償却資産をお持ちであれば、申告が必要です。例えば、社会福祉法人が所有していても、有料老人ホームや職員寮等の福利厚生施設は、固定資産税の課税対象となります。ただし、地方税法で定められた一定の資産について固定資産税は非課税です(別途非課税申告が必要)。なお、非課税となるのは、非営利法人(社会福祉法人、公益財団法人、学校法人等)所有の償却資産全てではなく、地方税法で定められた一定の資産のみです。詳しくは、税務課までお問い合わせください。
4	藍住町内に不動産を所有し、不動産業や小売業を営んでいますが、毎年固定資産税は支払っています。今まで償却資産の申告をしたことはありませんが、私も償却資産の申告をしなければならないのでしょうか？	固定資産税は、「土地」「家屋」の課税対象のほかに「償却資産」から成り立っています。償却資産をお持ちであれば申告が必要です。
5	昨年と資産は同じです。申告書は提出しなければいけませんか？	地方税法で、毎年1月1日で所有の資産について、申告をしなければならないことになっています。よって、資産に異動がない場合でも、申告をお願いします。もし、申告書の提出がない場合で一品申告の場合は、前年度に償却資産の台帳に記載した資産を当該年度も所有しているとみなし、償却資産課税台帳に登録します。
6	支店は藍住町ですが、本店が町外にあります。償却資産の申告は、本店所在地の他市町村にしているのに、藍住町には申告しなくてよいですか？	償却資産の申告は、償却資産所在地の市町村に行う必要があります。藍住町内に償却資産がある場合は、藍住町に申告が必要です。
7	複数人で所有している資産の申告はどのようにすればよいですか？	単独所有の資産とは別に申告が必要です。その際は、共有者のうち代表者を決めて、「代表者氏名 外〇名」として申告をしてください。共有者で按分した取得価額での申告はできませんので、御注意ください。

No.	質問	回答
8	<p>アパートと駐車場を個人で経営していますが、土地や家屋以外に固定資産税がかかるのですか？</p> <p>また、固定資産税がかかるとしたらどのような資産ですか？</p>	<p>アパートや駐車場経営は、事業を営んでいることとなりますので、この事業に使用している資産は事業用資産となり申告が必要です。事業用資産のなかで土地、家屋以外で事業用に使用している資産があれば課税対象となります。</p> <p>例えば、駐車場のアスファルト舗装やフェンス、植栽などの外構や、屋外給排水設備、浄化槽は「構築物」として、また、家屋から取り外しができるエアコンなどは「工具・器具及び備品」として償却資産に該当します。</p> <p>これらの償却資産は、通常確定申告で減価償却として算入されるべき性格の資産ですので、本町への申告が必要となります。</p>
9	<p>事務所等を借りて営業をしています。テナントで取付けた設備は誰が申告するのですか？</p>	<p>テナントの内装工事や電気工事等を行った場合、その内装工事等はテナント借主が償却資産申告義務者です。</p>
10	<p>25万円の機械を購入しましたが、法人税の申告では租税特別措置法の規定により、損金算入しました。この機械についても償却資産の申告が必要でしょうか？</p>	<p>申告が必要です。中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産については、取得額の全額を損金算入できる特別措置が講じられていますが、これは国税(法人税・所得税)における措置であり、固定資産税(償却資産)では適用されません。少額資産については、P. 3の『4 少額の減価償却の取扱いについて』を御覧ください。</p>
11	<p>法人税の申告では圧縮後の取得価額で処理しています。償却資産の申告ではいくらで申告すればよいでしょうか？(例)50万円の補助金交付を受けて、100万円の備品を購入した。</p>	<p>固定資産税(償却資産)では、圧縮記帳の制度は認められていません。圧縮前の取得価額である100万円で申告をしてください。</p>
12	<p>取得価額は、消費税込みですか？</p>	<p>税務会計上、採用している経理方式によることとなります。法人税・所得税で、税抜経理方式を採用している場合は消費税抜きの取得価額で、税込経理方式を採用している場合は消費税込みの取得価額で申告してください。</p>
13	<p>個人事業主が個人番号を記載した申告書を提出する場合、「本人確認」が必要とのことですが、どのようなものが確認書類となりますか？</p>	<p>「本人確認」には、番号確認(正しい番号であることの確認)と本人確認(申告を行う方が個人番号の正しい持ち主であることの確認)の2つの確認があります。個人番号カード(マイナンバーカード)であれば、両方の確認ができます。その他の個人番号確認書類として、個人番号通知カードや住民票の写し(個人番号記載のもの)がありますが、本人確認のために別途、運転免許証やパスポート等の本人確認書類が必要です。その他にも様々な確認書類がありますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。</p> <p>また、郵送の場合は本人確認書類の写しを添付してください。なお、郵便事故等による個人番号漏洩が御心配の方は、簡易書留等の利用をお勧めします。</p>